令和８年度（10 月改定）

農作業労務標準賃金について

令和８年度(10 月改定)の農作業労務標準賃金を定めましたのでお知らせします。
この単価はあくまで標準額です。参考としてご使用ください。
10a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では1割程度の割増、大型圃場では1割程度の割引減額など、その他のことについては当事者間の協議で決定してください。

区　　分	種　　別	単　　位	**単価(円)**	備　　考
耕　起	トラクター	10ａ当たり	**6,400**	
代かき	トラクター	10ａ当たり	**8,000**	荒代から植代までの作業
畔塗り	機　　械	１ｍ当たり	**44**	
溝切り	動　　力	１ｍ当たり	**11**	
田　植	機　械　植	10ａ当たり	**7,200**	
	稚　　苗	１箱	**820**	
	側条施肥田植	10ａ当たり	**8,000**	肥料代は別
稲　刈	コンバイン	10ａ当たり	**20,200**	
	乾燥調製	１俵 60 kg	**1,900**	
	精　　米	１俵 60 kg	**840**	
その他作　業	田　作　業	１人１日当たり	**8,900**	
	畑　作　業	１人１日当たり	**8,900**	
花卉球根作　　業	※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 1,108円（令和８年 10 月１日から適用）			

※なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和8年10月

五泉市農業委員会

